

グリーン化特例により 三輪と四輪の軽自動車税が減税されます

平成27年度税制改正により、地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から環境にやさしい自動車の開発・普及の促進を図るため、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車について税率を軽減（軽減）する「グリーン化特例」が適用されます。

車種区分				税率（年税額）		
				A	B	C
軽自動車	三 輪			1,000円	2,000円	3,000円
	四輪以上	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円

A…電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）
B…乗用：平成17年度排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物用：平成17年度排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
C…乗用：平成17年度排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物用：平成17年度排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※B・Cに関しては、揮発油（ガソリン）の内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

■適用期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日に新規登録（新車に限る）された一定の基準を満たす車両について、平成28年度の軽自動車税に限り適用されます。

※各燃費基準は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

■問い合わせ

税務課 ☎0620

差押財産を公売します

差し押さえた不動産の公売を行います（売却代金は市税などに充当）。物件の詳細は、収納課または市ホームページでご確認ください。

■日時

10月23日（金） 13時30分～14時

■場所

愛知県名古屋西部県税事務所

■対象物件

戸建住宅2件（大伝根町、南末広町）

■問い合わせ

収納課 ☎0625

なくそう「枯草火災」～枯草となる前に刈り取りを～

これからの季節、空気は乾燥し、青々としていた草もいつしか枯草となります。枯草は大変燃えやすく、タバコの投げ捨てや子どもの火遊びなどの小さな火から簡単に燃え広がります。

住宅周辺の枯草にご注意を！

特に住宅周辺に繁茂している枯草は、火災が発生した場合、建物に燃え移る危険性が高いため、消防署では枯草となる前の刈り取りを呼び掛けています。

枯草火災による被害をなくすためにも空地の所有者・管理者は、建物から10m以内（草丈20cm以上）の草を刈り取り、ごみステーションやクリーンセンターへ持ち込むなど、適切な方法で処分してください。

建物から10m以内の
枯草は危険です



枯草の繁茂は消防署へ

消防署は、11月から市内の枯草繁茂地を調査し、火災予防上危険な場所を所有者・管理者に対し刈り取りを依頼します。建物の近くに枯草が繁茂している様な場所がありましたら、消防署までお知らせください。

■問い合わせ

半田消防署 ☎21492

必要なのは、本当に救急車ですか？

半田市には、人口約12万人に対して救急車が4台あります。平成26年は、1日あたり約13回救急車が出動しました。緊急ではないのに救急車を要請すると、緊急に病院への搬送が必要な重症の方に対して救急車の到着が遅れてしまうことがあります。

みなさん自身や大切な人を救うためにも救急車の適正利用について、今一度考えてみてください。

ただし、緊急な時や判断に迷う時は、すぐに**119番通報**をしてください。

問い合わせ 知多中部広域事務組合 救急課
☎21-1492